

島根県の外国人住民の現状

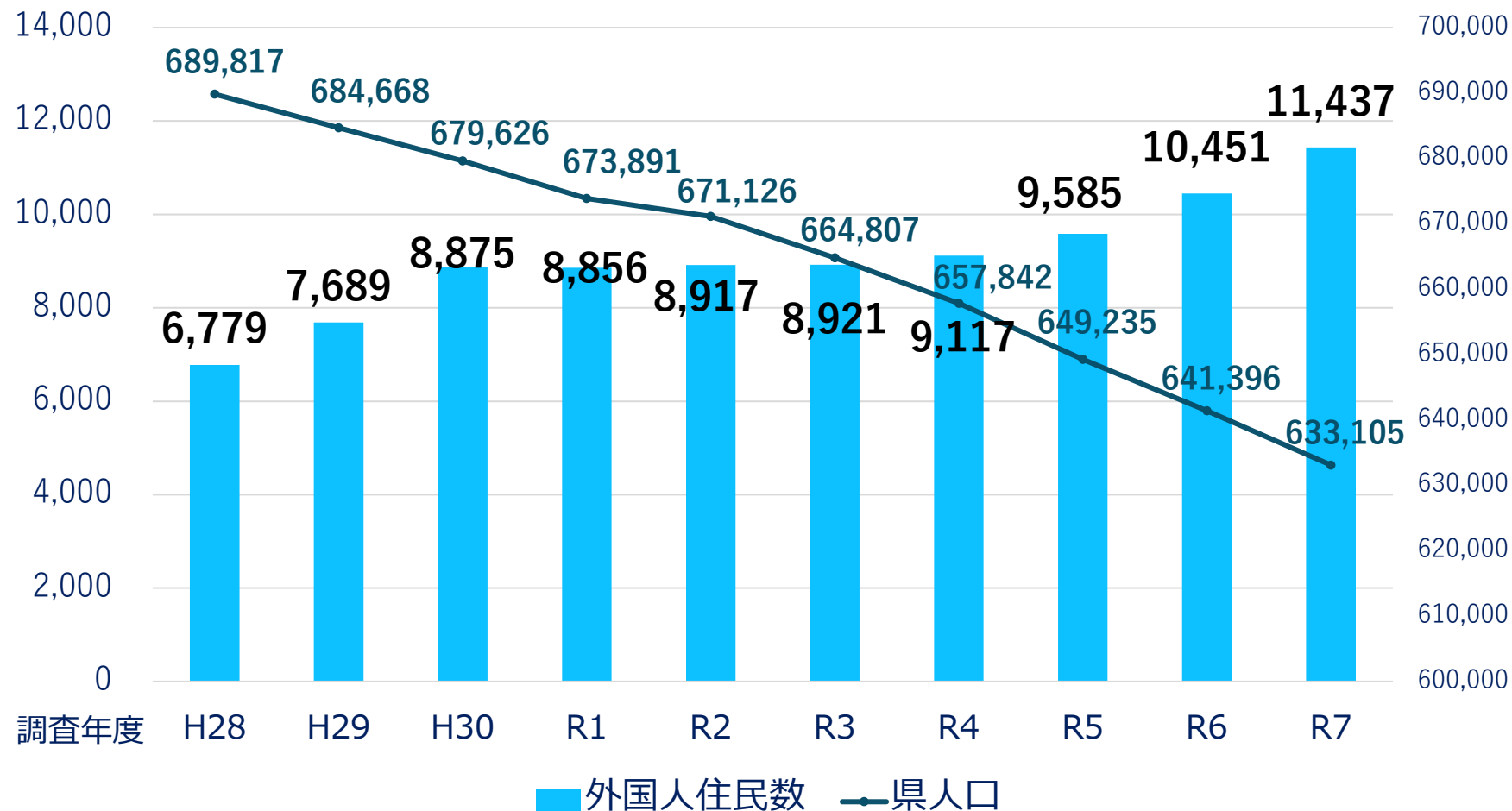
令和8年9月15日 島根県 環境生活部 文化国際課

～外国人の受入れの基本的な在り方の検討のためのワーキンググループ～

島根県の外国人住民の状況

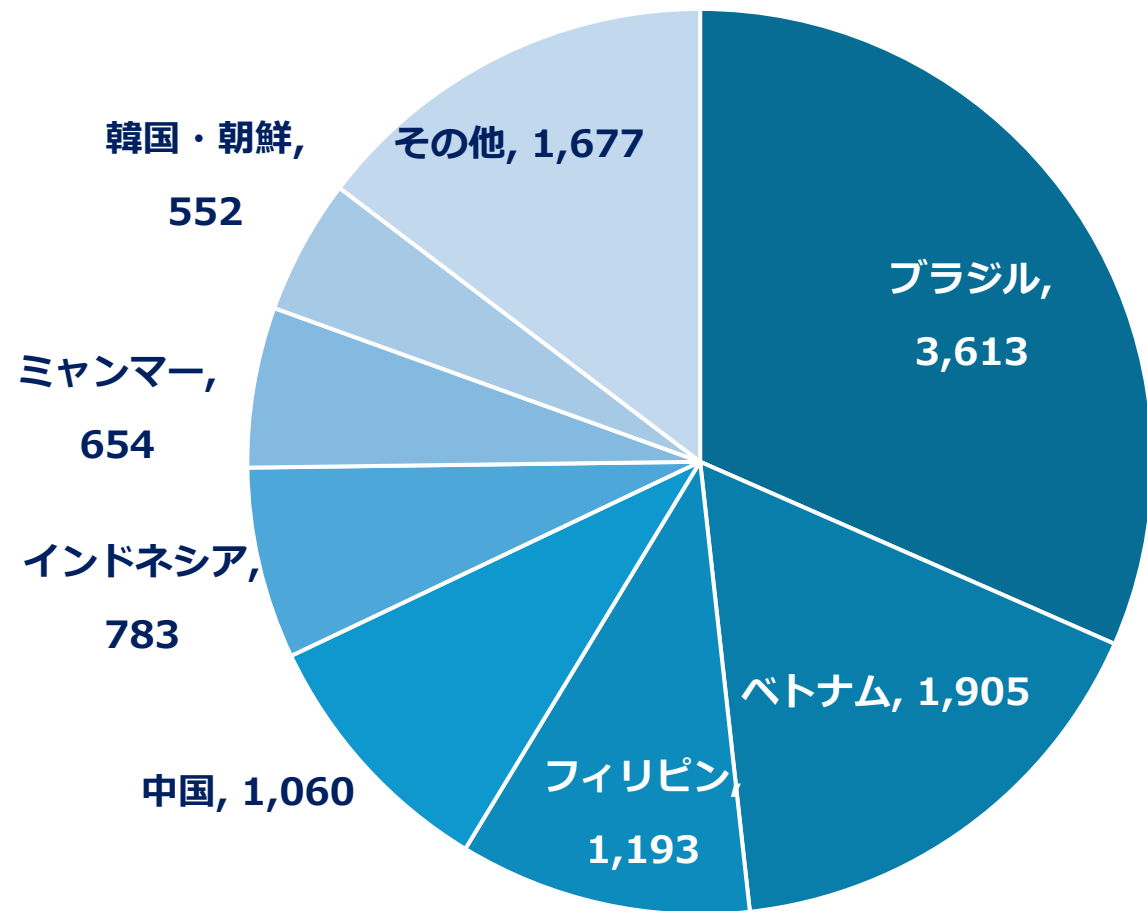
島根県の人口と外国人住民の推移

- 令和8年1月1日現在の外国人住民数は11,437人で過去最高を更新中
- 外国人住民比率は1.81%



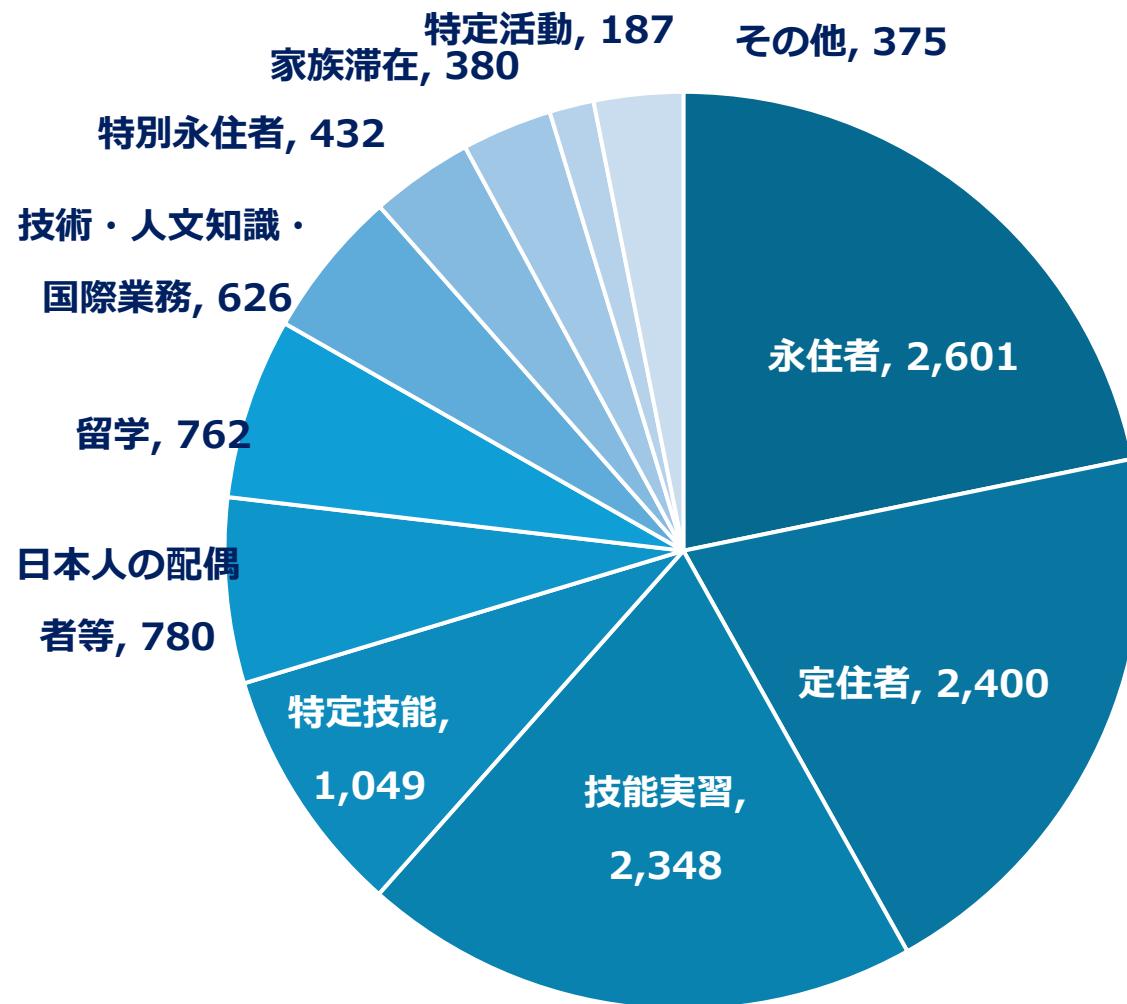
島根県の外国人住民の状況

国籍・地域別



令和8年1月1日 島根県文化国際課調べ

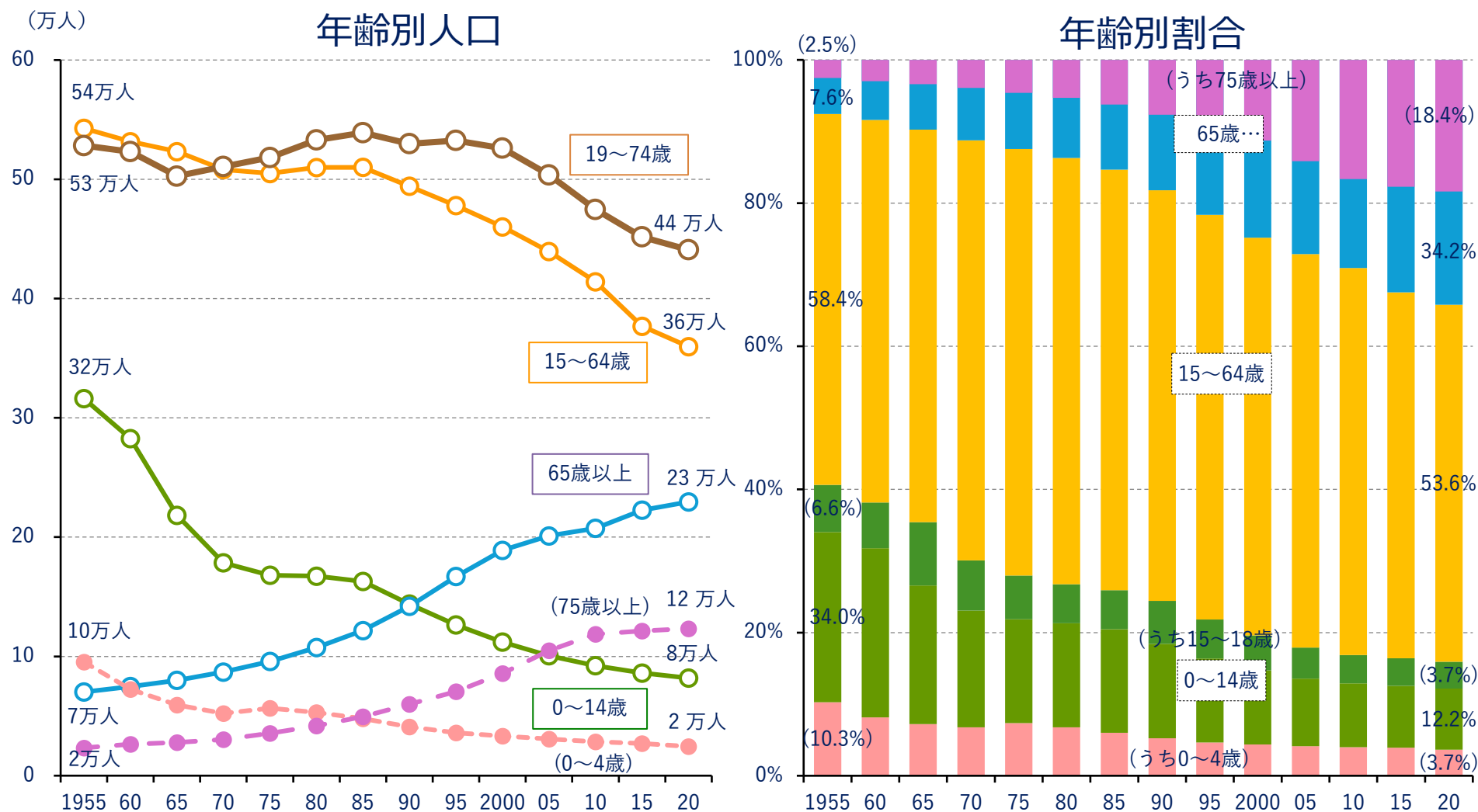
在留資格別



2025年12月末現在 法務省 在留外国人統計

島根県の人口の推移（年齢別人口）

- 少子・高齢化が進行し、0～14歳の人口のみならず、生産活動の中核をなす年代も減少傾向



資料：「国勢調査」（総務省統計局）〔各年10月1日現在〕

（注）年齢別割合は、2015年までは分母となる総数から年齢不詳を除いて算出している。2020年は不詳補完値を基準として算出している。

（注）1955年の19歳人口は、全国の15～19歳各歳の人口比を基に推計（都道府県単位の各歳人口データが開示されていないため）

島根県における人材不足の状況

1 高卒者職業紹介の状況

2026年3月高等学校卒業生職業紹介状況

単位:人

求人数	高校卒業生(5,341)			
	就職内定者			進学者等
	996	県内 662	県外 334	4,223

※求人数は県内事業所の求人数

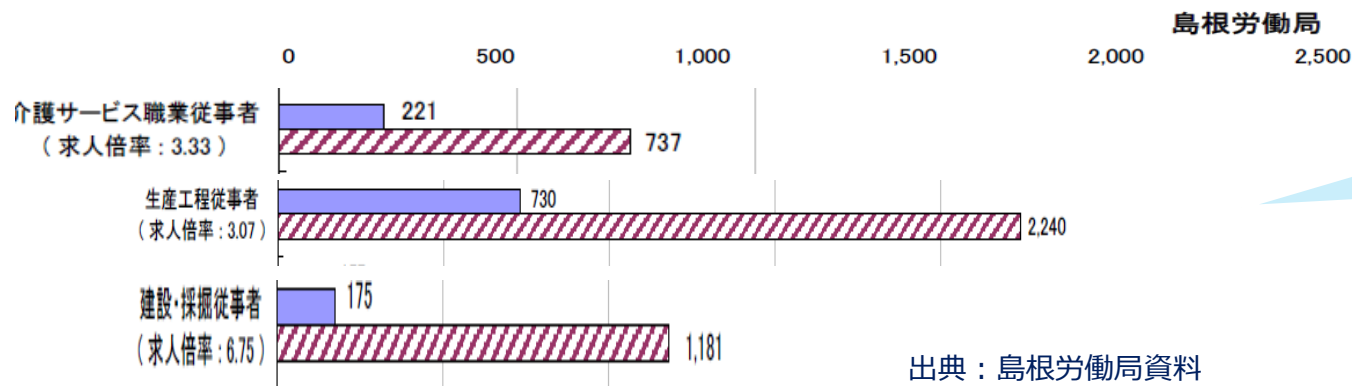
【出典】 求人数及び就職内定者：島根労働局資料 高校卒業生及び進学者等：島根県教育委員会資料

若者が
大幅に不足

2 求人・求職者数の状況（介護、製造業、建設業）

求人・求職者数の状況（フルタイム）

（R8年6月 職業別常用有効求人・常用有効求職者数）



特に介護、製造、建設
といった業種で人材不足
が著しい状況

外国人住民は地方産業や暮らしを支える「地域の生活者」

人口減少下における外国人住民の増加

- ・ 県人口は年間8千人ペースで減少する一方で、外国人住民は年間千人ペースで増加
- ・ 国籍はブラジル（日系）、ベトナム、中国、フィリピン、インドネシア、ミャンマーの順が多い
- ・ 在留資格は、永住者、定住者、技能実習が多い

企業・事業所からのニーズ

- ・ 企業、事業所は慢性的に人材不足の状況
- ・ 介護・建設・製造業等をはじめとする多くの業種で外国人材の必要性の高まり
- ・ 外国人材には長く定着してほしい

地域住民とのトラブルは、あまり聞かない

外国人住民と日本人住民との摩擦の現状

- ・ゴミ、騒音、住民とのトラブルなどの問題は、あまり聞かない
- ・県警の話では、県内での外国人による犯罪は、あまりない
- ・日本のルール、習慣が伝わり、生活に慣れれば基本的にはルールを守る

社会不安の増大と外国人住民への誤解

- ・外国人住民が増えると、地域の日本人は、言葉が通じない事や文化の違いによる軋轢を懸念
- ・インバウンド（短期旅行者）のマナー問題との混同により、地域に暮らす外国人住民へのクレームに繋がる不安
- ・外国人住民への理解を深めるため、地域や学校を対象にした多文化共生セミナーや、交流イベントの開催等が必要

技能実習で育成した人材が、特定技能への移行を機に都市部へ流出

流出の構造と要因

- ・ 転籍が制限されている技能実習から特定技能へ移行した段階で移動が可能に
- ・ 賃金の格差、生活の利便性、同郷コミュニティの充実に惹かれ、若年層が都市部へ移動

地方経済への影響

- ・ 企業が3年間コストをかけて育成した人材が流出し、また新たに一から外国人材を育成する必要がある
- ・ 地方企業単体の努力では解決できない構造的な問題

技能実習⇒特定技能移行時の県外流出の状況

流出率上位自治体（10自治体）

	特1残留者	特1移行者	流出率	最低賃金(円)
青森県	421	1,057	60.2%	1,090
島根県	302	680	55.6%	1,092
岩手県	542	1,206	55.1%	1,090
鳥取県	271	592	54.2%	1,090
秋田県	210	451	53.4%	1,090
佐賀県	517	1,098	52.9%	1,095
福島県	662	1,363	51.4%	1,094
宮城県	992	1,987	50.1%	1,098
山口県	869	1,702	48.9%	1,101
宮崎県	695	1,332	47.8%	1,085

【参考】 島根県の賃金水準
・最低賃金 1,092円（全国35位）
・月額賃金 28万2600円

※厚生労働省賃金構造基本統計調査

東京 41万8300円

大阪 34万8900円

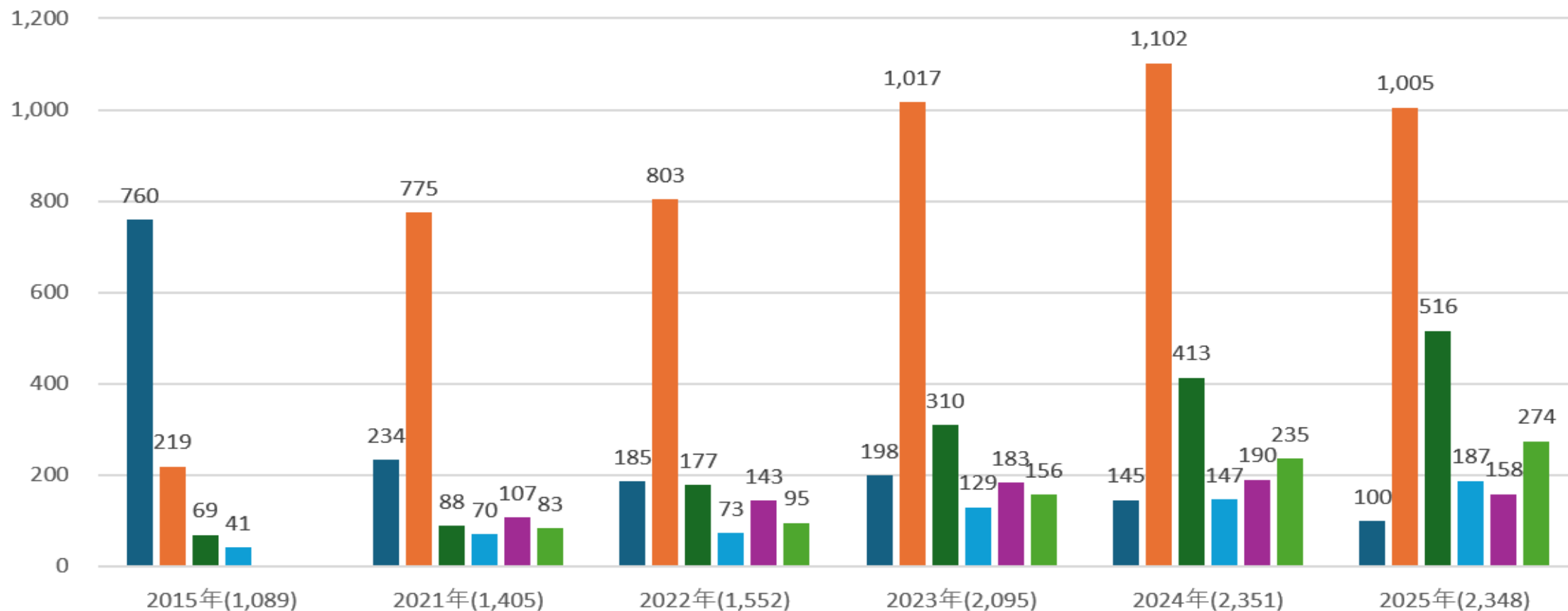
広島 32万 200円

※技能実習から特定技能へ移行時の地域間異動状況等：出入国在留管理庁

※最低賃金 令和8年度地域別最低賃金答申状況：厚生労働省

技能実習生の出身国の変化

技能実習生の推移



() は各年の総数 2015年は外国人雇用状況届、他は12月末在留統計

■ 中国 ■ ベトナム ■ インドネシア ■ フィリピン ■ カンボジア ■ ミャンマー

外国人材定着施策①

島根県内の企業等を対象とした外国人材定着のための支援



外国人材 定着支援補助金

県内で活躍する外国人材の就労環境改善等を支援します！

補助上限額 **50万円** 補助率 **1/3**

補助対象者 外国人材(技能実習生及び特定技能外国人に限る)を受け入れている又は、事業完了までに新たに雇用する具体的な計画がある
県内中小企業者等 ※介護・看護分野を除く

受付期間 令和8年5月13日(水)から令和8年11月30日(月)まで 予算がなくなり次第終了となります

事業対象期間 交付決定日から令和9年1月29日(金)まで

こんなことに活用できます！

- 外国人材のための就労環境整備に要する経費
 - 翻訳機等の導入
 - 社内に多言語看板を設置又は改修
 - 外国人特有の理由に基づく礼拝施設の設置
- 外国人材のための居住環境整備に要する経費及び設備導入費
 - Wi-Fi環境の導入
 - エアコンの設置

※1:居住環境を改善する場合に自己所有物件に限る
※2:設備導入の場合は、生活必需品や汎用性のあるものを優先
※3:共有スペース(リビング、食卓又はそれに準ずるもの)に取り付け可能なものに限り

補助金申請先 島根県中小企業団体中央会 雇用対策課
お問合せ先 TEL0852-21-4809 島根県松江市南町55-4 [Web] <https://www.or-asstalk.or.jp>



外国人材定着支援補助金



令和8年度島根県
外国人材向けオンライン日本語学習支援業務

企業の皆様の日本語学習支援を サポートします！



企業に雇用される特定技能・技能実習の方を対象にしたサービスです

サポート内容 日本語学習 eラーニングシステム「Japany」を提供し、仕事や日常で必要となる日本語力の向上をサポートします

参加企業募集中

募集期間 令和8年8月～令和8年11月末まで

支援対象 技能実習生又は特定技能外国人材を雇用中(又は受入予定が確実)の、島根県内の中小企業者等 ※介護・看護分野を除く

支援数 100人

利用料 4,950円(税込)/人
※9,900円(税込)の利用料の内、4,950円を支援

下記のQRコードからお申し込みをお願いします



当事業は、島根県の補助事業として島根県中小企業団体中央会が株式会社明光キャリアパートナーズに事業を委託し運営しています

詳細については裏面をご覧ください

お問い合わせ・お申し込み先  明光キャリアパートナーズ mail: shimane-meiko@meiko-career.jp
tel: 0120-183-561(10:00~17:00 土日祝を除く)

事業に関するお問い合わせ 島根県中小企業団体中央会 mail: gaikoku-jinza@crosstalk.or.jp
tel: 0852-21-4809



外国人材定着支援（日本語学習支援）

シリーズセミナー「外国人材が活躍・定着し企業が成長するために！」

島根創生
SHIMANE SOUSAI EN

シリーズセミナー

**外国人材が活躍・定着し
企業が成長するために！**

いよいよ育成就労制度が2027年4月1日から始まります。外国人材が活躍・定着し企業が成長するためには、どんな準備をすべきなのか、2回シリーズで学びます。第1回は、弁護士法人Global HR Strategy代表弁護士 杉田昌平氏が、育成就労制度の重要な留意点や準備すべき事項について解説します。第2回では、東海大学教授 万城目正雄氏が、外国人材の定着促進の観点から日本語教育の重要性について解説します。お二人が連続して講演をされる大変貴重な機会です。ぜひこの機会にご参加ください。

第1回

育成就労制度のもとで外国人材が島根で活躍するために

日時 令和8年10月29日(木) 14:00~16:00

場所 サンラポーむらくも 瑞雲の間(2階)
島根県松江市殿町369番地 TEL 0852-21-2670

講師 弁護士法人Global HR Strategy 代表弁護士 杉田 昌平氏

参加無料

各会場先着 50名
各オンライン先着 150名

第2回

外国人材が定着・活躍する職場の条件とは
一日本語力と仕事・生活満足度から読み解くー

日時 令和8年11月20日(金) 14:00~16:00

場所 くびきメッセ 501大会議室(5階)
島根県松江市学園南1丁目2-1 TEL 0852-24-1111

講師 東海大学 教養学部 人間環境学科 教授 万城目 正雄氏

対象 企業・施設、日本語教育関係機関、
監理団体、登録支援機関、
商工団体関係者、行政、
外国人雇用に関心のある方など

お問い合わせ 島根県商工労働部雇用政策課
外国人材雇用情報提供窓口
TEL:0852-22-6634 FAX:0852-22-6150

参加申込 裏面からお申込みください▶
オンライン参加の方は、ZOOM及び
インターネット環境が必要です。

主催 島根県

講師紹介 PROFILE

講師 弁護士法人Global HR Strategy 代表弁護士
杉田 昌平氏 SHOHEI SUGITA

弁護士(東京弁護士会)、入寮届出済弁護士、社会保険労務士、行政書士、慶應義塾大学大学院法務研究科特任講師、名古屋大学大学院法務研究科日本法研究教育センター(ベトナム)特任講師、ハノイ法科大学客員研究員、アンダーソン・モリ・友常法律事務所、独立行政法人国際協力機構国際協力専門員(外国人雇用/労働関係法令及び出入国管理関係法令)等を経て、現在、弁護士法人Global HR Strategy 代表弁護士、社会保険労務士法人外国人雇用総合研究所 代表社員、慶應義塾大学大学院法務研究科・グローバル法研究所研究員。

講師 東海大学 教養学部 人間環境学科 教授
万城目 正雄氏 MASAO MANJOME

国際研修協力機構に約20年間勤務、ASEANの進出国政府との協議に多数参加、2016年東海大学教養学部人間環境学科教授、2022年東海大学教授、厚生労働省「労働政策審議会」部会委員、JF-MIRAIアドバイザー会合メンバー。専門分野：国際経済、経済政策、国際関係論、国際労働移動、多文化共生政策。
主な研究：「外国人技能実習生・特定技能生の帰国後追跡・パネル調査研究」(研究代表者)

令和8年度外国人雇用セミナー参加申込 外国人材が活躍・定着し企業が成長するために！

申込方法 下記のいずれかの方法でお申込みください。

① 2次元コードから申し込む

右記2次元コードをスマホで読み込む



② 申込みフォームから申し込む

URL <https://forms.gle/h2U1XP4QP7f8SQ1c9>

申込期限 令和8年10月23日(金)

【個人情報について】ご記入いただいた個人情報は、本セミナーの運営および集客が主目的のセミナーのご案内にのみ使用します。それ以外の目的で利用することはありません。

第1回 育成就労制度のもとで外国人材が島根で活躍するために

第2回 外国人材が定着・活躍する職場の条件とは 一日本語力と仕事・生活満足度から読み解くー

外国人住民を支える「外国人地域サポーター」の配置

- ・外国人住民と行政機関・支援機関との橋渡し役として、県内16の個人・団体を県知事が「外国人地域サポーター」に委嘱
- ・日常生活のサポートや外国人住民への情報提供など、活動内容は多岐にわたり、外国人住民の支えとなっている
- ・同じ地域に住み、より近い存在であることから、外国人住民の抱える問題やニーズを把握し、適切な行政サービスの利用をサポートすることにより、問題の早期発見や早期解決につなぐことが可能

地域国際化協会「（公財）しまね国際センター」を移転

多文化共生の拠点としての機能

- ・ 4名の専任スタッフにより、県内各地の日本語学習を支援
- ・ 最大25言語に対応した相談窓口「多言語Go-enしまね」を運営。
ポルトガル語、中国語、ベトナム語、タガログ語、英語については、専任のスタッフが対応
- ・ 年間を通して、地域住民との交流イベントを開催

市内中心部に多機能な施設を新設

- ・ 令和8年4月、松江市中心部の近くに移転し、利用者の利便性が向上
- ・ 大人数の利用に対応した多目的室、プライバシーに配慮した専用相談室等を整備
- ・ 移転に伴い、平日に加え、毎月第4日曜日を開所



事業推進課

多言語相談

ポルトガル語 中国語 ベトナム語 タガログ語 英語

日本語教育

地域日本語教育 コーディネーター

【事業体系】 I 交流・場づくり事業 II 担い手育成事業 III 相談・支援事業 IV 協働推進事業 V 広報啓発事業

総務課

コーディネーター

- アクセス**
- ・JR松江駅から徒歩13分
 - ・最寄りのバス停「県立美術館前」
 - ・駐車場「ザ・パーク松江天神町第3」(サービス券をお渡しします)



(旧幸町サービスセンター)

公益財団法人しまね国際センター

📍 松江市幸町1571

☎ 0852-31-5056 📠 0852-31-5055

✉ admin@sic-info.org

利用時間 月～金・第4日曜日 午前9時から午後5時まで
(12月29日～1月3日・祝日は休み)



11,437人の隣人をつくる、グローバルな日常
*2026年1月1日現在、島根県外国人住民数(県文化国際課調べ)

RENEWAL!!



会議・研修スペース

日本語学習やボランティア研修などのスペースです。

スクール形式で最大30人収容できます。



しまね国際センターとは？

外国人相談窓口、日本語学習プログラムのほか、ボランティア養成及びコーディネート、地域住民の国際理解や国際交流・協力に関する取り組みなどを総合的に行う、島根県における多文化共生の地域づくりの拠点施設です。

相談スペース

プライバシーに配慮した個別相談室を3室整備。安心して相談できます。



SICにほんごコース

外国人住民のための日本語学習プログラム《となりでにほんご》《職場でにほんご》《ひとまちにほんご》などを実施しています。

ボランティア活動メニュー

にほんごパートナー

簡単な日本語を使って、外国人住民と交流します。対面またはオンラインで活動します。



子どもサポーター

多文化多言語の子どもたちの学習支援を行います。

コミュニティ通訳

日常生活の様々な場面で、言葉と文化の橋渡しを行い、外国人住民のコミュニケーションを支援します。

災害時外国人サポーター

大きな災害が起きたときに、外国人住民を支援します。

館内図



ワンストップ相談窓口

“多言語相談 Go-en^{ごえん}しまね”

TEL: 070-3774-9329

対応言語: 25言語

- ・ポルトガル語、中国語、ベトナム語、タガログ語・英語は専任のスタッフが対応します。
- ・個室の相談室を整備
- ・プライバシーを守りながら安心して相談できます。
- ・法律相談・行政書士相談（予約制）専門家とも連携して対応。

多目的スペース

交流イベントや展示、ワークショップなど、様々な目的に対応。キッズスペースもあります。スクール形式で最大48人収容できます。



多文化ひろば

「言葉のひろば」「親子のひろば」「体験のひろば」などのイベントに参加して、気軽に世界と触れ合えます。



「読書コーナーもあります」



島根県JICAデスク

国際協力を身近にする地域の窓口として市民との連携を活かして交流を後押しします。お気軽にご相談ください。

JICAWEB

